平成２５年（フ）第２５４号
札幌市北区北23条西３丁目１番13―211号
債務者　二木　勝義
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６１号
札幌市白石区北郷２条２丁目２番23号　松下ビル302号
債務者　徳田　有美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
山形県酒田市麓字横道10番地29、前住所山形県酒田市松原南11番地の１
債務者　池田　華美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第３２７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津606番地１
債務者　新井　哲夫
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６６号
埼玉県東松山市山崎町９番地７、旧住所埼玉県熊谷市船木台１丁目10番地26
債務者　鈴木　浩文
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１号
埼玉県熊谷市榎町328番地　ラフォーレヒグチ204
債務者　里見　清子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４８号
埼玉県深谷市東方3259番地　カトレアハイツ高橋105号
債務者　小川　竜一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３９３号
千葉県船橋市習志野台５丁目８番５号
債務者　西山　沙織
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
相模原市南区東林間８丁目23番５号　オウギハウス203
債務者　柘植　良子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３号
相模原市緑区下九沢1903番地７　サンプラザマーキュリー202
債務者　藤本　隆生
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７号
相模原市南区相南２丁目12番11号　ラフォーレ201号
債務者　長谷川一之
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４号
京都市西京区大枝塚原町４番地28　第26長栄センチュリーハイツ105号、前住所京都市西京区大枝塚原町３番地11　ステイツ桂洛西206号
債務者　岸田　新一
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
京都府長岡京市井ノ内宮山13番地２　エルメゾン宮山Ｂ棟101
債務者　山本　昭夫
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
京都市右京区嵯峨広沢池下町68番地８　ラトゥール広沢202
債務者　薗田　直希
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
京都府亀岡市東別院町南掛西尾ノ上１番地２
債務者　細谷　末夫
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第７号
京都府南丹市日吉町保野田大坂11番地28
債務者　農本こと　沈　　春子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１３００号
堺市南区城山台２丁３番12―102号
債務者　谷口　加奈
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係